

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添の産業標準案作成対象テーマ一覧において、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C60793-1-50	光ファイバ - 測定方法及び試験手順 - 湿熱(定常状態)試験	和文と同様 Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests	光ファイバは、実際の使用、保管及び/又は輸送において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。 ・IEC 60793-1-50 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-51 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Dry heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-52 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Change of temperature tests このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。 この規格は、IEC 60793-1-50を基に、主に、一定期間にわたる一定温度での高湿度(湿熱)の影響を評価する試験方法について規定するものである。	この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果	—	IEC 60793-1-50:2014	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月
JSA	06 電子	制定	C60793-1-51	光ファイバ - 測定方法及び試験手順 - 乾燥(定常状態)試験	和文と同様 Measurement methods and test procedures - Dry heat (steady state) tests	光ファイバは、実際の使用、保管及び/又は輸送において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。 ・IEC 60793-1-50 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-51 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Dry heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-52 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Change of temperature tests このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。 この規格は、IEC 60793-1-51を基に、主に、一定期間にわたる高温(乾熱)の影響を評価する試験方法について規定するものである。	この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果	—	IEC 60793-1-51:2014	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C60793-1-52	光ファイバ ー 測定方法及び試験手順 ー 温度変化試験	和文と同様 Measurement methods and test procedures - Change of temperature tests	光ファイバは、実際の使用、保管及び/又は輸送中において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。 ・IEC 60793-1-50 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-51 Optical fibres - Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-52 Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Change of temperature tests このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。 この規格は、IEC 60793-1-52を基に、主に、所定期間にわたる温度変化の影響を評価する試験方法について規定するものである。	この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果	—	IEC 60793-1-52:2014	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6824	マルチモード光ファイバ帯域試験方法	Test methods for bandwidth of multimode optical fibers	この規格は、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ及び全プラスチックマルチモード光ファイバの単位長さの帯域の試験方法について規定するものであり、IEC60793-1-41:2003“Optical fibres - Part 1-41: Measurement methods and test procedures - Bandwidth”を基に、2009年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC60973-1-41は、技術の進歩などを踏まえて、次の事項に関する改訂が行われ、2010年に第3版が発行された。 ・差動モード遅延から計算する全モード励振帯域法の追加 ・全プラスチックマルチモード光ファイバに対する限定モード励振法の手順改善 マルチモード光ファイバの帯域に関する試験は、品質保証を行う上で非常に重要な試験であることから、このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	この改正によって、測定精度の向上が図られることから、生産の効率化及び製品品質の改善に寄与することが期待される。また、国際規格との整合が図られることで、国際レベルでの互換性が確保されることから、国際競争力の強化にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 対応国際規格に第3の帯域試験方法が追加されたこと、及びA4ファイバの測定手順が改善されたことから、これらとの整合を図るため、以下の追加・変更を行う。 a)測定方法として、周波数掃引法、パルス法の2種類に加え、モード遅延時間差(DMD)から計算する“全モード励振モード帯域法(OMBc)”を追加する。 b)全プラスチックマルチモード光ファイバに対する限定モード励振法の手順を変更する。(「限定モード励振(RML)は、NA = 0,3に対応する」を追加) c)パワースペクトラムによる計算(時間領域、周波数領域、-3dB周波数)を追加する。 d)GI形マルチモード石英系光ファイバに対する全モード励振用モードスクランブラに関する要求事項を新たに規定する。	—	IEC 60793-1-41:2010	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月
JSA	06 電子	改正	C6834	プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ素線	Plastic cladding multimode optical fibers	この規格は、コアに石英ガラス、クラッドにプラスチックを使用したステップインデックス形マルチモード光ファイバ素線について規定するものである。 この光ファイバ素線は、LAN、車載ネットワーク、鉄道車両内伝送、コンピュータデータリンクなどの短距離の伝送用としての市場に対応する製品として開発されたものであるが、近年、車載ネットワークにおいては、環境、安全、快適に対する要求の増大に伴って、自動車の高機能化が一層進んでおり、搭載機器間をつなぐネットワークへの要求も高度化しており、1Gbpsを超える伝送容量を求める声が大きくなっている。 そのため、従来のSI-POFよりも伝送帯域が広く、また、データコム領域で汎用的に使用されているコア径50μmのGI型光ファイバよりも接続部材の寸法精度を緩和できる、コア径200μmほかの石英コアからなる光ファイバ素線を用いた光システムの導入拡大が進められている。 この規格は、前回改正(1999年)から約25年が経過しており、こうした最近の国内外の市場実態に応じた規格として見直すことが要望されていることから、対応国際規格を、従来の一般仕様を規定する規格(IEC 60793-2)から、当該製品により適応する規格(IEC60793-2-30)に変更することとし、IEC 60793-2-30:2015との整合を図るとともに、我が国の市場の実態に即し改正する必要がある。	この改正によって、最近の国内外の市場の実態が反映することから、製品の開発・製造が容易になり、また、市場の混乱を防げるだけでなく、正しい認知が定着することによって、取引の円滑化、市場の拡大にも寄与することが期待される。さらに、国際規格との整合が図られることから、国際レベルでの互換性が確保され、国際競争力の強化にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)対応国際規格をIEC 60793-2:1992 (Optical fibres - Parts2:Product specifications - General)から、IEC 60793-2-30:2015 (Optical fibres- Parts2-30 : Product specifications - Sectional specification for category A3 multimode fibres)に変更する。 b)形名及び種類において、光ファイバ素線の種類として、IECによる分類(A3e、A3f、A3g)を追加する。 c)機械特性において、強度(Proof stress level)の規格値を明確にするとともに引張強度を追加する。 d)伝送特性において、光ファイバ素線RSI-200/230-Bの規格値を変更するとともに、新たに追加された種類(A3e、A3f、A3g)に対する規定を追加する。 e)材料、形状及び寸法において、光ファイバ素線の寸法の項目(コア/クラッドの同心誤差)を追加するとともに、新たに追加された種類(A3e、A3f、A3g)に対する規定を追加する。 f)対応国際規格との整合を図るため、環境特性について、新たに規定する。	—	IEC 60793-2-30:2015	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	Silica glass single-mode optical fibers	この規格は、コア及びクラッドに石英系ガラスを使用した石英系シングルモード光ファイバ素線の寸法、機械特性、伝送特性、環境特性及びその試験方法について規定するものであり、IEC60793-2-50:2015を基に、2017年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC60793-2-50は、技術の進歩などを踏まえて、次の事項に関する改訂が行われ、2018年に第6版が発行された。 a) ITU T勧告G.652、G.653、G.654、G.655、G.656及びG.657に規定されている形名規則との整合性を高めるため、当該形名規則を導入した。 b) 超多心ケーブルのHyperscale DC向けへの適用が進み、現在、その領域では200 μm被覆シングルモードファイバが一般的になっているため、この仕様を追加した。 c) B1.2シングルモードファイバに2種類の分類を追加した。このため、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	この改正によって、我が国の最近の市場の実態が反映されることから、当事者間における相互理解の促進、取引の円滑化に寄与することが期待される。また、国際規格との整合が図られることで、国際レベルでの互換性が確保されることから、国際競争力の強化にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 機械特性において、200 μm被覆シングルモードファイバに係る仕様を追加する。 b) SSMA-9.3/125とSSMA-U-9.3/125、及びSSMF-A-9/125とSSMF-B-9/125において、200 μm被覆シングルモードファイバに係る仕様を追加する。 c) SSMA-T-10.5/125に、IECによる分類(A Limit、E Limit)を追加するとともに、波長分散特性の項目を追加する。	—	IEC 60793-2-50:2018	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月